

令和2年6月吉日

ご家族様  
ご利用者様 各位

社会福祉法人梅田福祉会  
ショートステイ梅の郷  
施設長 小林 恭介

## 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的な介護報酬算定について

平素は特別のご高配を賜り心より感謝申し上げます。

令和2年6月1日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（介護保険最新情報 vol.842）（以下、「通知」という。）が発出されました。

この通知を受けて、ショートステイ梅の郷において、感染症対策にかかる感染防護対応のための諸経費の負担増への対応や、感染拡大防止に配慮しつつ、より充実したサービス提供に向け取組を進めていく観点から、次のとおり、特例的取扱いにかかるご利用について、ご説明するものです。

なお、本書に記載のない事項については、別途交付している重要事項説明書に依るものとし、重要事項説明書と合わせて、当分の間、本書を大切に保管いただきますようお願いいたします。

- ① 当事業所では、通常「緊急短期入所受入加算」を算定しておりません。今回の通知では、「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点」から「1ヶ月のサービス提供日数を3で除した数（端数切上げ）の日数分につき、緊急短期入所受入加算が算定可能」とされていることを踏まえ、下表の「臨時的な介護報酬算定の取扱い」といたします。

### 《参考例》

1か月のサービス提供日数が10日の場合 4日間分の緊急短期入所受入加算を算定

1か月のサービス提供日数 10日 ÷ 3 = 4（端数切上げ）

緊急短期入所受入加算 90円 × 4 = 360円

1割負担の場合で1か月のうち10日利用した場合 約360円 増額となります。

- ※ ご利用の状況によりこの金額は変動いたしますのであらかじめご容赦ください。
- ※ 具体的な単価までの記載は要介護度の変更や、計画通りいらっしやらない場合等もありますので、示さないことも考えられます。

- ② 臨時的な介護報酬算定の取扱いに同意の際、居宅介護支援事業所に対して当事業所がご利用者様のお名前、要介護度、当月の全サービス利用日数、特例による加算の算定回数等について情報提供することについて併せて同意するものとします。